平成２３年度エコドライブ実践モニター事業実施要領

１　趣旨

この要領は、瞬間燃費や平均燃費などをリアルタイムで表示する燃費計（(株）テクトム製　燃費マネージャー　FCM-2000WD。以下「燃費計」という。別記１のとおり。）のモニターを募集し、エコドライブ実技講習会受講前後における燃費計測を行うことにより、エコドライブの効果を「見える化」し、エコドライブの普及啓発を図ることを目的として、青森県環境生活部環境政策課（以下「県」という。）が実施する平成２３年度エコドライブ実践モニター事業について、必要な事項を定めるものである。

２　事業実施期間

（１）前期モニター期間

平成２３年１０月１日（土）～１０月２８日（金）

（２）エコドライブ実技講習会

①開催日時

平成２３年１０月２９日（土）午前中（９：００～１２：００頃の予定）

②開催場所

青森県運転免許センター（青森市三内字丸山１９８－４）

（３）後期モニター期間

平成２３年１０月３０日（日）～１１月１９日（土）

３　事業内容

（１）前期モニター

モニター対象者が、通勤又は業務で日常的に使用している自動車（以下「モニター用自動車」という。）に燃費計を取り付け、通常どおりの運転方法で得られた前期モニター期間中の燃費等データを別紙報告書（第１号様式）に記録する。

（２）エコドライブ実技講習会

モニター対象者が、県及び一般社団法人日本自動車連盟青森支部が開催するエコドライブ実技講習会を受講し、エコドライブの方法等を習得する（講習会内容（予定）は別記２のとおり。詳細は、後日別途案内する。）。

（３）後期モニター期間

モニター対象者が、講習会で習得したエコドライブを意識した運転方法で得られた後期モニター期間中の燃費等データを別紙報告書に記録する。

モニター期間終了後、平成２３年１１月３０日（水）までに、燃費計を返却するとともに、講習会受講前後の燃費等データを記載した報告書及びアンケート用紙（エコドライブ実技講習会当日に別途配布する。）を県に提出する。

４　モニター対象者

（１）募集定員

10名

（２）応募条件

県内に在住する運転免許保有者で、通勤又は業務で日常的に自動車を使用し、下記①～⑥の条件を全て満たすこと。

①モニター用自動車について、燃費計による燃費計測が可能であること。
※故障診断コネクタのある国産ガソリン車（ハイブリッド車を除く。）。対応車種の詳細は、（株）テクトムホームページ　http://www.techtom.co.jp/FCM_Wmach.html　を参照。
②事業実施期間中は、専ら応募者のみがモニター用自動車を使用すること。
③応募者本人が、エコドライブ実技講習会に参加できること（講習会には、モニター用自動車以外の方法で来場してよい。）。
④モニター用自動車の走行距離が、１週間で概ね150km以上であること。
⑤燃費計の取り付け等のため、平成２３年９月２６日（月）～３０日（金）の間に応募者本人がモニター用自動車で県庁に来ることが可能であること（所要時間は３０分程度の見込み。日時は、県と調整の上決定する。）。
⑥モニター期間終了後、平成２３年１１月３０日（水）までに、燃費計の返却、燃費等データの報告及びアンケート用紙の提出等が可能であること。

なお、定員を超える応募があった場合は、応募者の走行距離、勤務事業所の業務内容（自動車所有台数、走行距離等）を考慮した上で、モニター対象者を決定する。

5　募集期間
平成２３年８月２９日（月）～９月１６日（金）

6　応募方法
モニター希望者は、郵送、FAX又はE-mailにより、別紙応募申込書（第２号様式）を県に提出する。
（郵送の場合は、締め切り当日消印有効とする。FAX及び電子メールの場合は、締め切り当日２４：００までの到達有効とする。）

【提出先（問い合わせ先）】
〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）
青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ　担当　前田主査
TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

7　モニター対象者の決定
県は、提出された応募申込書の審査を行い、モニター対象者を決定する。
なお、応募申込書の記載内容に不備がある場合及び４（２）の応募条件を満たさないことが明らかな場合は、原則として選考対象から除外する。

8　モニター対象者に対する通知
県は、モニター対象者に決定した応募者に対して、平成２３年９月２２日（木）までにその旨電話等により連絡するとともに、別途文書により通知する。

なお、モニター対象者に選定されなかった応募者に対する連絡・通知は行わない。

9　燃費計の借受等

モニター対象者は、平成２３年９月２６日（月）～３０日（金）までの間に、以下の手順に従い、燃費計の借受等を行う。

（１）県からモニター対象者に決定した旨の連絡・通知があり次第、県と燃費計を借り受ける日時を調整し、決定する。
（２）決定した日時に、モニター用自動車で県庁に来庁する。
（３）モニター用自動車の車検証及び運転免許証を提示し、確認を受ける。
（４）モニター用自動車に燃費計を取り付け、稼働を確認する。
（５）燃費計の取扱説明書及び燃費等データ報告書を受け取り、操作方法・注意事項・記載方法等の説明を受ける。
（６）別紙燃費計借用書（第３号様式）を県に提出し、そのコピーを受け取る。

10　燃費計の返却・燃費等データ報告等

モニター対象者は、モニター期間終了後、平成２３年１１月３０日（水）までに、以下の手順に従い、燃費計の返却等を行う。

（１）県と燃費計を返却する日時を調整し、決定する。
（２）決定した日時に、モニター用自動車で県庁に来庁する。
（３）燃費等データ報告書及びアンケート用紙を提出し、確認を受ける。
（４）燃費計の外観、付属品数量等について、確認を受ける。
（５）モニター用自動車から燃費計を取り外し、返却する。
（５）燃費計借用書のコピーを受け取る。

11　費用負担

（１）燃費計の貸出
　　無料とする。
　　ただし、燃費計の借受及び返却に要する費用はモニター対象者が負担する。
（２）エコドライブ実技講習会の受講
　　無料とする（国内旅行傷害保険料等を含む受講料は、県が負担する。）。
　　ただし、開催場所までの交通費等はモニター対象者が負担する。
（３）燃料費
　　モニター対象者が負担する。

12　禁止事項

モニター対象者は、借り受けた燃費計の使用にあたって、又は燃費計を使用して、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）燃費計の第三者への転貸、質入、占有、処分等
（２）燃費計の改造、塗装、装飾等
（３）営利を目的とした行為
（４）不正な利用又はそれを助けるような行為
（５）その他法令等に違反する行為

13　使用によって生じた損害

燃費計は、モニター対象者の責任において管理及び使用するものとし、燃費計の使用によるモニター用自動車の故障、損害、事故等について、県は一切の責任を負わない。

14　不具合発生時等の連絡

モニター対象者は、燃費計に不具合、損傷、亡失等が生じた場合、その他適切なモニターの継続が困難となる事由が生じた場合は、速やかに県に連絡し、その指示に従う。

15　弁償

モニター対象者の故意又は重大な過失により、モニター対象者が借り受けた燃費計を亡失又は損傷したと認められるときは、モニター対象者は、県と協議の上、同等の品により保証し、又は現状に復して返却しなければならない。

16　モニター対象者の地位の取り消し

（１）県は、モニター対象者が４（２）の応募条件を満たさなくなった場合、12の禁止事項に掲げる行為を行っていた場合、その他モニター対象者として不適切であると認められた場合は、モニター対象者の地位を取り消すことができる。

（２）県は、前項の規定によりモニター対象者の地位を取り消す場合、その理由を付して、文書により通知しなければならない。

（３）前項の規定により、モニター対象者の地位を取り消した旨県から通知を受けた者は、速やかに借り受けた燃費計を県に返却しなければならない。

（４）前項の規定による燃費計の返却の手順は、10の規定に準拠する。

17　データ・情報の取り扱い

（１）県は、本事業の実施に伴い取得したデータ（アンケート結果を含む。以下同様。）・情報（個人情報を含む。以下同様。）について、適正な管理のもとに保管する。

（２）県は、本事業の実施に伴い取得したデータ・情報を、本事業の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供・公表してはならない。

（３）県は、本事業の目的の達成に必要な範囲において、データ・情報を外部に提供・公表することができる。ただし、個人を特定できるデータ・情報については、応募者（モニター対象者を含む。）に無断で外部に提供・公表してはならない。

18　その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県とモニター対象者等が協議の上決定する。

19　附則

この要領は、平成２３年８月２６日から施行する。

（別記１）

【燃費計外観※】

※（株）テクトムホームページ　http://www.techtom.co.jp/FCM2000W.html　から引用。

【燃費計仕様※】

電源電圧	11～15V
消費電流	100mA以下
温度範囲	保存温度 -20℃～80℃
動作温度	-10℃～70℃(結露無きこと)
寸法重量	130(W)×55(H)×30(D)(突起部を除く)150ｇ（本体のみ）
コード長	約2m（耐熱オリジナル品　本体より着脱可能）
付属品	取付用デュアルロックファスナー　1セット、コード締結ベルト　2本、取扱説明書　1部、外部起動用コード　1本、エレクトロタップ　1個
表示項目	瞬間燃費（km/L）、平均燃費（km/L）、車速（km/h）、走行距離（km）、水温（℃）、エンジン回転数（rpm）、燃料使用量（L）、今回燃費(km/L)、今回距離(km)、燃料流量(cc/minまたはml/min)、(今回燃費・今回距離はエンジン始動毎にリセットされます。)

※正確な瞬間燃費などを常時表示することにより、省燃費走行の意識を高めるための機器であり、燃費計を取り付けただけでは燃費は向上しない。

（別記２）

エコドライブ実技講習会内容（予定）

項　　目	内　　容	時間
受付	（希望者は、i-MiEV及びハイブリッド車試乗）	8:30～9:00
開講式	挨拶、インストラクター紹介、講習内容説明。	9:00～9:15
事前走行	受講者同乗のもと、インストラクターが運転し、走行コースを説明。その後、受講者が運転し、燃費を計測。	9:15～9:40
エコドライブ運転操作講義（座学）	ＤＶＤ放映等エコドライブについての座学。	9:40～10:10
休憩		10:10～10:20
エコドライブ実技演習	座学を踏まえ、インストラクターが運転して見本を示し、その後受講者がエコドライブ運転の操作練習。	10:20～11:00
事後走行	受講者が運転し燃費を計測、事前走行との燃費の比較。	11:00～11:25
運転操作以外の燃費向上の方法（座学）	タイヤの空気圧、エアコンの使い方等運転操作以外の座学。	11:25～11:40
意見交換	エコドライブの診断書をもとに、インストラクターが受講者に対し個別アドバイス。	11:40～11:55
閉講式	講評、挨拶（終了後、希望者は、i-MiEV及びハイブリッド車試乗）。	11:55～12:00

第１号様式

燃費等データ報告書

平成２３年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

モニター氏名　　㊞

（記名押印又は署名してください。）

１　燃費等データ①

燃費計取り付け後の第１回給油から第２回給油までの補正期間中に得られた燃費等データについて、以下のとおり報告します。

第１回給油 月日※1	第２回給油 月日※2	第２回給油 量(L)※3	補正期間走行 距離(km)※4	補正期間燃費 (km/L)※5	補正係数※6	
					距離係数	燃料係数
月　　日	月　　日					

※１　第１回給油は、燃費計取り付け後のできるだけ早い時期に、満タンまで給油してください（セルフ方式で給油口からガソリン液面が確認できるまで給油してください。セルフ方式が困難な場合は、第１回と第２回の給油は、必ず同一店舗で行ってください。）。また、走行前に**トリップメーターをリセットし**（第１回給油から第２回給油までの走行距離がわかるようにしてください。）、**必ず、燃費計のデータを「クリア」してください。**

※２　第２回給油は、第１回給油後、概ね200km以上でできるだけ長い距離を走行してから行ってください。また、第１回給油と同じ液面までガソリンを給油してください。

※３　第２回給油量を記入してください。

※４　第１回給油から第２回給油までの走行距離をトリップメーターから読み取り、記入してください。

※５　補正期間燃費(km/L)＝補正期間走行距離(km)÷第２回給油量(L)　から算出してください（満タン法。小数点以下第２位を四捨五入してください。）。

※６　第２回給油後、走行前に燃費計のデータに実値入力すると（「実距離」には「補正期間走行距離」、「給油量」には「第２回給油量」を上書きします。）、新しい補正係数が設定されます。燃費計のデータを「クリア」した後、「係数入力」でそれぞれの補正係数を確認し、記入してください（補正係数を確認しなくても、燃費計測は可能です。）。**必ず、「実値入力」→「データクリア」の順番で操作を行ってください。**順番を逆にすると、補正ができなくなり、再度、第１回給油からの作業を行う必要があります。補正作業に不明な点がある場合や、失敗した場合は、県までご連絡ください。

※７　**補正期間中は、原則、通常どおりの運転方法としてください（燃費計には、正確な燃費等データは表示されません。）。**

２　燃費等データ②

第２回給油（補正期間終了）後から前期モニター期間終了（エコドライブ実技講習会受講前）までの期間中に得られた燃費等データについて、以下のとおり報告します。

燃費計測期間※1	積算距離※2（走行距離）（km）	積算燃料※3（燃料使用量）（L）	平均燃費※4（km/L）	特記事項※5
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				
月　　日～　　月　　日				

※１　燃費計測期間は、原則１週間として、燃費等データを確認・記入してください（１週間より短い期間としても差し支えありません。）。

※２～４　燃費計に表示されているデータを確認・記入した後、次の期間の燃費等データ計測のため、燃費計のデータを「クリア」してください（積算距離、積算燃料、平均燃費等のデータがクリアされます。補正係数はクリアされないため、次の期間も引き続き正確な燃費等データの計測が可能です。）。

なお、満タン法による燃費等データとは多少の誤差が生じますが、誤差が大きい場合は補正作業に失敗した可能性がありますので、県までご連絡ください。

※５　前期モニター期間中は、原則、通常どおりの運転方法としてください。ただし、**通常よりも燃費を意識して運転した燃費計測期間がある場合は、どのような点を意識したか等について、特記事項に記入してください。**

３　燃費等データ③

後期モニター期間開始（エコドライブ実技講習会受講後）から後期モニター期間終了までの期間中に得られた燃費等データについて、以下のとおり報告します。

燃費計測期間※1	積算距離※2（走行距離）（km）	積算燃料※3（燃料使用量）（L）	平均燃費※4（km/L）	特記事項※5
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				

※１　燃費計測期間は、原則１週間として、燃費等データを確認・記入してください（１週間より短い期間としても差し支えありません。）。

※２～４　**エコドライブ実技講習会受講後、必ず、燃費計のデータを「クリア」してください。**
燃費計に表示されているデータを確認・記入した後、次の期間の燃費等データ計測のため、燃費計のデータを「クリア」してください（積算距離、積算燃料、平均燃費等のデータがクリアされます。補正係数はクリアされないため、次の期間も引き続き正確な燃費等データの計測が可能です。）。

※５　**後期モニター期間中は、講習会で習得したエコドライブを意識した運転方法としてください**。また、特に意識した点があれば、特記事項に記入してください。

【提出先（問い合わせ先）】
〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）
青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ　担当　前田主査
TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp
【提出期限及び提出方法】
平成２３年１１月３０日（水）
原則として、燃費計返却時に直接持参の上提出してください。

第２号様式

エコドライブ実践モニター応募申込書

平成２３年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

応募者氏名（ふりがな）

自宅住所	〒			
自宅連絡先	TEL　（　　）　　、FAX　（　　） 携帯　　、E-mail			
勤務事業所名				
勤務事業所所在地	〒			
勤務事業所 連絡先	TEL　（　　）　　、FAX　（　　） E-mail			
勤務事業所自動車所有台数及び延べ走行距離	台、　　km/日、　　km/週 （おおよその数値で結構です。不明な場合は記入不要です。）			
モニターに使用する自動車の車種等 （自動車検査証を参考に記入してください。）	初度登録年月	平成　　年　　月		
	メーカー			
	車種			
	車両型式			
	エンジン形式			
自動車の使用目的等 （使用目的について、該当するものを○で囲んでください。走行距離は、おおよその数値で結構です。）	使用目的		通勤のみ	業務のみ	通勤及び業務
	通勤	１日の走行距離(km)			
		１週間の走行距離(km)			
	業務	１日の走行距離(km)			
		１週間の走行距離(km)			
現在の燃費	km/L(おおよその数値で結構です。不明な場合は記入不要です。)			
特記事項（PR等があれば記入してください。）				

注)「平成２３年度エコドライブ実践モニター事業実施要領」の内容をよく確認した上でお申し込みください。

【提出先（問い合わせ先)】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）

青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ　担当　前田主査

TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

【提出期限及び提出方法】

平成２３年９月１６日（金)。郵送、FAX又はE-mailにより提出してください。

第３号様式

燃費計借用書

平成２３年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

モニター氏名　　㊞

（記名押印又は署名してください。）

平成２３年度エコドライブ実践モニター事業実施要領の内容に合意の上、次のとおり燃費計を借用します。

名称	（株）テクトム製　燃費マネージャー　FCM-2000WD
数量	1式（内容は以下のとおり）
付属品等名称及び数量	本体　1台、車両接続用コード　1本、取付用デュアルロックファスナー　1セット、コード締結ベルト　2本、取扱説明書　1部、簡単取付マニュアル　1部、注意事項等メモ　2枚 （不使用：外部起動用コード　1本、エレクトロタップ　1個）
返却期限	平成２３年１１月３０日（水）

以下、県使用欄

（貸出時）

燃費計固有番号		運転免許証	確認　・　未確認
貸出年月日	平成２３年　　月　　日	自動車検査証	確認　・　未確認
貸出者職・氏名	㊞	燃費計稼働	確認　・　未確認

注）コピーを渡すこと。

（返却時）

受取年月日	平成２３年　　月　　日	運転免許証	確認　・　未確認
受取者職・氏名	㊞	燃費計固有番号	確認　・　未確認
		問題あり等内容・対応等	
燃費計等外観	問題なし　・　問題あり		
燃費計稼働	問題なし　・　問題あり		
付属品数量等	問題なし　・　問題あり		
燃費等データ報告	有り　・　なし		
内容	問題なし　・　問題あり		
アンケート提出	有り　・　なし		
内容	問題なし　・　問題あり		

注）コピーを渡すこと。

【提出先（問い合わせ先）】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）

青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ　担当　前田主査

TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp